

これからの損害保険業界 ～自由化と東日本大震災 からの変化～

永廣ゼミナール 10831032 伊丹 智美

目次

はじめに

- I 損害保険の概要
- II 損害保険の自由化
- III 地震保険
- IV 損害保険業界の今後

おわりに

はじめに

損害保険制度は海上保険や火災保険からスタートしたが、文化・文明の発展、経済社会の変容とともに、損害保険の種類も多様性も増した。今日の私たちの生活は、交通事故や災害、けがなど常に多くのリスクと隣り合わせである。これらのリスクを回避、除去・軽減あるいはリスクの保有ができればよいが、巨大化、複雑化する現在のリスクへの対処としては不十分である。保険は、これらの対処方法のうち、リスクの転嫁つまり第三者に負担させる方法といえる。損害保険とは「同種のリスクを負担している加入者が保険料を支払うことで、偶然な事故による損失に対し程度に応じて保険金を受け取ることができる経済制度」である。

保険業界は、従来は護送船団方式の典型ともいわれ、自由化・規制緩和の流れの最後尾を走っていた。しかし、金融ビッグバンによって、損害保険は自由化・規制緩和のフロントランナーになり、ビッグバンの最前線に押し出された。こうした動きの背景には、1996年の保険業法の改正、日米保険協議、金融ビッグバンが複雑に折り重なっている。本論では、自由化が今後の損害保険業界にいかに関わっていくのかを特に重視したい。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災を契機に地震保険への関心が高まっている。東日本大震災で全壊した家屋は約9万戸、半壊は3万6000戸、一部破損は27万戸以上である。地震や大津波で損壊した道路、住宅などの直接的な被害総額は、福島第一原子力発電所の被害を除き、16.9兆円にのぼる。住宅や店舗、工場のどの建築物だけで10.4兆円の被害だ。今回の震災で日本全国から集まった義援金よりも、被災し困っている人々に早く支払いが行われたのは、保険金である。ある保険会社では、地震発生の1時間後に本店に災害対策本部を設置し、社員や代理店の安否確認を開始した。翌日には、被災者を訪問し、被害状況の確認作業などが行われた。

本論の流れとしては、まずI章で損害保険の概要、II章で損害保険の自由化について述べる。III章では、地震保険の特徴や課題について詳しく見ていく。IV章では、I章からIII章のことを踏まえ、今後の損害保険業界はどのように変化していくのかを予想していく。

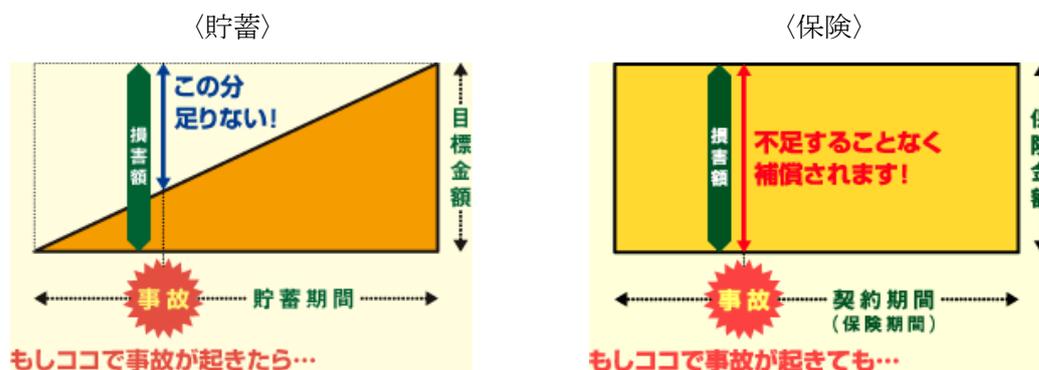
I 損害保険の概要

(1) 保険

保険とは、将来起こるかもしれない危険に対し、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の精神から生まれた助け合いの制度である。私たちを取り巻くさまざまな事故や災害から生命や財産を守るための合理的な防衛策の一つと言える。いつ起こるかわからない事故で、まとまったお金が必要になる思いがけない事態が生じることがある。そうした不測の支出に備えて保持する貨幣を予備貨幣という。例えば、火災によって住宅や工場が消失する場合を想定する。火災による損害に対処するための準備金を、家計や企業が用意していれば、これが予備貨幣

ということになる。貯蓄は、目的に合わせて貯めていくものであり、事故や災害が起きた時に十分なお金が貯まっているとは限らない。一方、保険は契約期間を通じて十分な補償を得る事ができるため、不測の事態にも備えることが可能だ。

図1 貯蓄と保険



(「日本損害保険協会」)

(2) 損害保険と生命保険の違い

保険法は損害保険と生命保険を次のように定義している。

損害保険契約：保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。(保険法第二条第一項第六号)

生命保険契約：保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。)をいう。(同第八号)

保険業法においても、損害保険とは、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険」(保険業法第三条第五項第一号)としている。生命保険とは「人の生存又は死亡(略)に関し、一定の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険」(同第四項第一号)と保険法と同様の規定をしている。

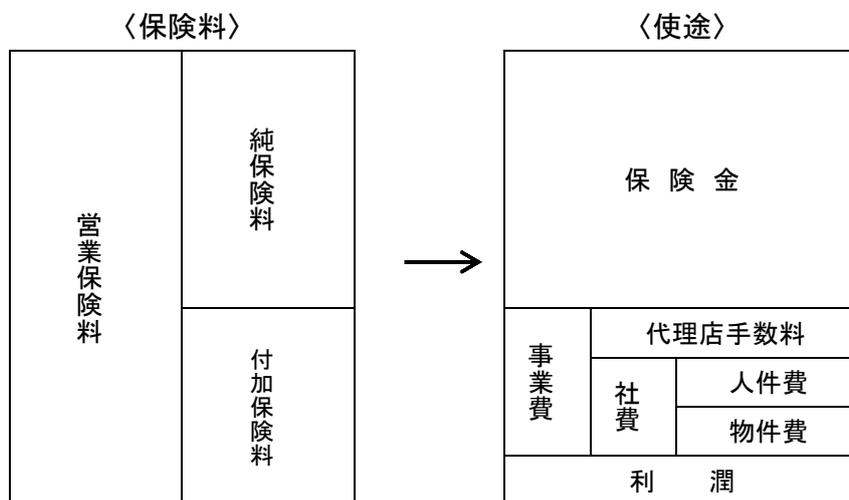
損害保険は、被った被害に対してのみ保険金が支払われ、生命保険は、命に対する経済保障を行い契約段階で保障金額が確定している。損害保険と生命保険の兼営は禁止されているが、現行の保険業法では、子会社を通じての事実上の兼営が認められることになっている。また、損害保険、生命保険のどちらともいえない人のけがや病気に関して保険が支払われる傷害保険や医療保険等は、第三分野の保険という。第三分野については、法律上は損害保険会社・生命保険会社のいずれもが取り扱うことが可能である。

(3) 損害保険の仕組み

保険契約者が、保険契約によりリスクを移転する対価として保険者に支払うのが保険料である。事故が発生した時に、保険者から保険契約者または被保険者に支払われるのが保

險金である。

図2 損害保険料の構成



(玉村勝彦『損害保険の知識』20 ページ)

保険料は純保険料の部分と付加保険料の部分の2つに分かれるが、両者の合計を営業保険料ということもある。純保険料は損害保険会社の保険金支払いのファンドになる部分で、損害発生の頻度や損害額等の統計データに基づいて算出される。被保険者は保険事故発生の際、このファンドから保険金の支払いを受けることになる。保険契約者が支払う純保険料の総額は、事故発生により保険契約者・被保険者に支払われる保険金の総額と等しくなることが保険制度の基本であり、これを「収支相等の原則」という。

実際に保険契約者が支払う保険料には、純保険料に付加保険料が加わる。付加保険料は代理店が受け取る手数料と損害保険会社の経営に必要な経費等に充てられる。

損害保険では、損害のてん補を目的とすることから①被保険者が保険の目的物に損害を被るおそれのある被保険利益②その被保険利益を経済的に評価した額である保険価額と保険価額の範囲内で取り決められる保険金額など、損害保険特有の基本原則がある。

①被保険利益

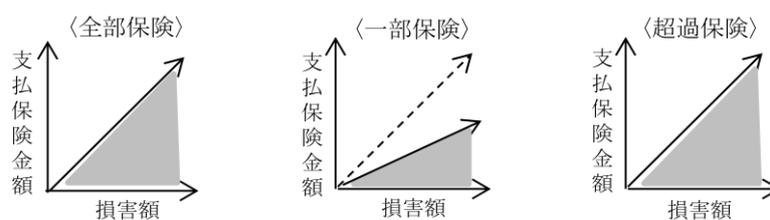
例えば、住宅が火災により焼失した場合、家主は経済的な不利益を被る。この場合、家主はその住宅に被保険利益を有していて、被保険者として保険でリスクをカバーすることができる。一方、家主とは無関係の第三者はその住宅に被保険利益を持たないため、被保険者にはなり得ない。つまり、損害保険契約が有効であるためには、被保険利益の存在が必要である。

②保険価額と保険金額

「保険価額」は、被保険利益を経済的に評価した額のことであり、事故が発生した時に被保険者が被る可能性のある最大の損失額といえる。

これに対して、損害発生時に保険者が負担する保険金支払責任の最大限度額として、契約時に契約当事者間で設定される金額を「保険金額」という。3000万円の建物に2000万円の保険を付けた場合、保険価額は3000万円、保険金額は2000万円ということになる。損害保険は被保険者が実際被った損害を補償することが目的であるため、実際の損害額が保険金支払の限度となる。被保険者が保険価額を超えた損害を被ることはあり得ない。つまり、損害が発生し、支払われる保険金は、実際損害額、保険価額、保険金額のうち最も低い額であることがわかる。

図3 保険価額と保険金額



(玉村勝彦『損害保険の知識』24ページ)

保険価額と保険金額は一致する場合としない場合がある。保険価額が保険金額と一致した場合の保険を「全部保険」といい、発生した損害額の全額が保険金として支払われる。保険価額の限度内で保険金額が設定された場合、すなわち保険金額が保険価額を下回る場合の保険を「一部保険」という。一部保険は保険契約者が保険料の節約のため意図的に保険金額を下げる場合と、契約締結後に物価上昇により保険価額が騰貴する場合とがある。この場合、 $\text{支払保険金} = \text{損害額} \times (\text{保険金額} / \text{保険価額})$ となり、損害額の全額は支払われない。これを比例てん補の原則という。

保険金額が保険価額を上回っている場合の保険のことを「超過保険」という。損害保険の目的は損失額の補償であり、保険金が支払われることで利益を得ることは禁止されている。保険による利得を禁止するために超過保険の超過部分は無効とされており、保険金は実際損失額の範囲でしか支払われない。

II 損害保険の自由化

(1) 自由化の幕開き

保険業界は、従来は護送船団方式の典型ともいわれ、自由化・規制緩和の流れの最後尾を走っていたといえる。しかし、金融ビッグバンによって、損害保険は自由化・規制緩和のフロントランナーになり、ビッグバンの最前線に押し出された。こうした動きの背景には、1996年の保険業法の改正、日米保険協議、金融ビッグバンが複雑に折り重なっている。

①日米保険協議

1993年に開催された日米首脳会談で日米包括経済協議の枠組みが合意された。その中に「規制緩和・競争」に政府調達、自動車・自動車部品とともに保険が優先三分野の一つとして取り上げられたことで、保険という論点が日米両国政府の課題として表面化した。

アメリカの要求は、①日本の保険市場の完全自由化②通販による保険販売の解禁③保険ブローカー制度の導入④外資が開発したガン保険等第三分野への激変緩和措置の要求であった。日本の損害保険市場をアメリカと同様にせよ、という主張であり、日本の損害保険業界からは激しい反発が起きた。

②保険業法の改正

保険業法の改正は、①規制緩和・自由化の推進②保険業の健全性の維持③公正な事業運営の確保の3つが柱であるとされていた。

1996年に施行された新保険業法により、生命保険会社は生命保険固有分野と第三分野の保険を、損害保険会社は損害保険固有分野と第三分野の保険を行うものとされた。生命保険固有分野、損害保険固有分野を同一の保険会社が行ってはいけないという生損保兼営禁止の規定が維持される一方、子会社方式による生損保相互乗り入れが認められた。生損保相互参入が損害保険会社および消費者に与える効果として、競争主体の増加により市場が活性化することが考えられた。

自由化・規制緩和は、損害保険会社間の競争を激化させ、今後、損害保険会社の破綻がないとは限らない。銀行には預金保険機構があるが、これまで保険には安全ネットが存在しなかった。しかし、新業法施行により保険契約者保護基金が創設された。

③日本版ビッグバン

金融ビッグバンは自由化・規制緩和を実現し、自由かつ公正な金融・資本市場の構築を目指した。そのため、個々の金融機関に自発的かつ厳正なリスク管理を求め、経営に失敗した金融機関にはスムーズな形で市場からの退出を求めた。一方、市場ルールの違反者には、機動的かつ厳格な制裁を加え、市場の信認を確保・維持するという仕組み作りを行った。ここでいう市場は、損害保険でいえば、損害保険市場全体を指し、損害保険会社および保険契約者の双方に対して、自己責任が求められることになる。

従来の制度改革が、段階的・漸進的であったのに対して、金融ビッグバンの特徴は多数の項目について期限を切って急激に行おうとしたことだった。先進諸外国では、金融の自由化・国際化が進展し、制度面でも整備が行われ、金融機関も激変する金融・資本市場への十分な対応を進めるに至っていた。しかし、保険会社や証券会社を含む日本の金融・資本市場と金融機関が、不良債権問題への対応に追われ、国際競争力の面で著しく遅れをとってしまっていた。この点から従来にない方法をとったと考えられる。

(2) 日米の損害保険の現状

損保の市場規模は、世界全体で約 160 兆円、生保が約 224 兆円である（1 ドル=90 円で換算）。損保も生保も、米国のシェアが圧倒的である。特に、損保では世界市場の約 4 割を占めている。

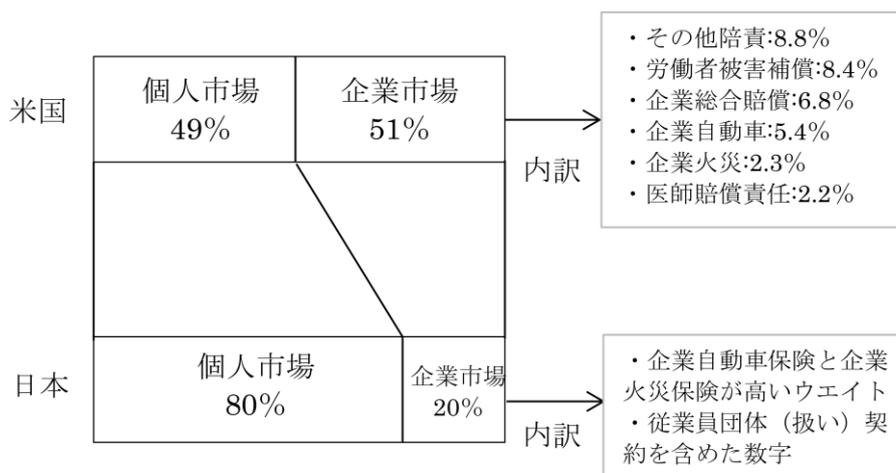
一方、日本の損保の保険料シェアは世界 4 位である。2003 年までは世界 2 位であり、急激な落ち込みだ。

損保業界で特筆すべきは、オランダの躍進である。2007 年以降、世界 6 位に急浮上した。GDP に対する保険料や国民 1 人当たりの保険料で、これまでのスイスを抜いてダントツの世界 1 位になっている。2006 年からの医療保険の改革で、国営健保が民間保険扱いになったためである。

①米国の企業市場

まず、日本の企業物件市場の現状を、保険王国である米国と比較してみる。

図 4 日米の企業物件市場の比較（2008 年度）



（鈴木治・岩本堯『図説 損害保険ビジネス』P.145）

日本に比べて、いかに米国の企業市場が大きいかがわかる。世界の損保市場の約4割という巨大シェアをもつ米国の損保市場だが、その半分以上を企業物件が占めている。

巨大なシェアをもつには2つの理由がある。賠償責任保険が大きなボリュームを占めていることが大きな理由である。次いで、日本では「官」が運営している労働者災害補償（労災）保険や健康保険を、米国では民間損保が運営しているためである。

日本は、伝統的な火災保険と自動車保険がいままでに圧倒的ウエイトを占めている。しかし、この状態がいつまでも続くとは思えない。少子高齢化が進み、個人市場は縮小気味である。一方、企業市場は多くの未開拓分野が残されているとみるべきである。

②米国の個人市場

図4でもわかるように、米国では、個人市場と企業市場の規模が半々近い割合である。また、米国損保の特徴として個人・企業市場で商品、販売チャネル、損保プレイヤーが画然とわかれている。

個人市場の主たる商品は、個人自動車保険とホームオーナーズ保険(住宅総合パッケージ)の2つのみである。個人自動車保険は、個人市場の73%を占め、巨大な米国の損保市場全体の中でも、その36%を占める巨大市場である。この市場だけで、日本全体の損保市場規模の2倍にも上る。

一方、ホームオーナーズ保険は、相次ぐ巨大ハリケーンの来襲やモールド（一種の家カビ）などの影響で、採算の悪化に苦しんでいる。

この個人市場における販売チャネルには、専属代理店、独立代理店、そして通販がある。米国の代理店数は、日本が約20万店であるのに対し、企業分野を含めても8万店弱にすぎない。

III 地震保険

(1) 地震保険の創設

日本は世界有数の地震国であるにもかかわらず、長い間、地震保険制度が確立していなかった。地震リスクは、事故が多数の保険契約者に同時に発生し、大きな損害をもたらす可能性があり、リスクが発生した場合、その損害は巨額になるおそれがあり、損害保険会社の経営上負担が大きすぎるためである。しかし、1964年に発生した新潟地震を契機に、1966年に「地震保険に関する法律」が施行され、地震保険が創設された。その当時の地震保険の内容は、極めて制約されたものであった。①補償される条件としては全額のみ担保とすること②保険金の支払は付帯される火災保険契約の保険金額の30%とすること③加入限度額は建物（90万円）家財（60万円）とすること④1回の地震についての保険金総支払限度額を3000億円とすることというものであった。その後、社会・経済情勢の変化や地震災害の経験を踏まえて、地震保険の制度改正が行われた。1980年には、半損担保が導入さ

れたのをはじめ、主契約に対する付保割合が 30%~50%となった。1991 年には、補償条件として、全損、半損のほか、一部損も担保する条件が追加され、保険金総支払限度額も、1兆 5000 億円に増額された。1996 年には、加入限度額について、建物 5000 万円、家財 1000 万円へ引き上げられたことのほか、家財の補償内容についても、家財単独での損害認定が導入された。

地震保険は、1995 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災直後に、産業界で急速に普及した。2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に絡む地震保険の支払い総額は、当時の 786 億円を優に上回る。2011 年 6 月 21 日時点で、地震保険の支払い額は 1 兆円を超えている。

(2) 地震保険の概要

地震保険の内容は、地震危険の特異性から、通常の損害保険とは異なる性格を有している。地震保険の目的物は、住居用建物または生活用動産（家財）に限定されている。住居用建物とは、現実在世帯が住居しているもの、または住居することのできる状態にある建物のことを意味する。これには、門、へい、物置、車庫などの付属建物が含まれる。一方、生活用動産とは、生活の用に供する家具、衣服など生活に必要な動産のことである。

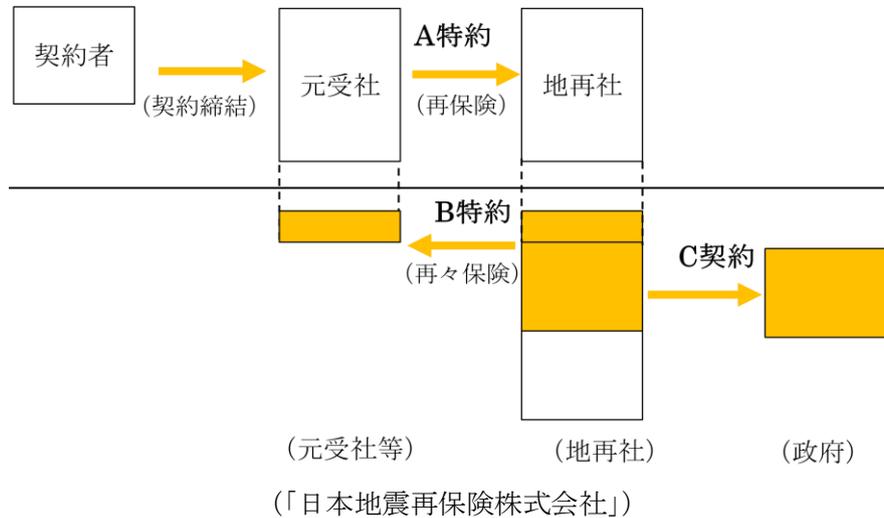
①保険金額

地震保険は単独で契約することができず、主契約である火災保険契約に付帯する特約である。地震保険を申し込まないという意思表示をしなければ、自動的に地震保険が付帯されることが原則となっている。火災保険だけでは、地震、噴火、津波による損害は免責になっていて、地震保険を付帯しなければ保険金が受け取れない。地震保険の保険金額は、火災保険契約の保険金額の 30%~50%の範囲内で設定することになっている。その限度額は建物 5000 万円、家財 1000 万円とされている。

②国家再保険

地震保険は、民間保険会社のみでは負担能力に限度があるため、政府が民間保険会社とともに保険責任を分担する官民一体のシステムが確立されている。元受保険会社が引き受けた地震保険の保険責任全額を、まず、日本地震再保険株式会社（地再社）が再保険として引き受ける。次に、地再社が引き受けた再保険責任の一部を、損害保険会社と個別に再保険特約を結んで、損害保険会社に再々保険で引き受けてもらう。さらに、地再社が引き受けた保険責任の一部を政府に再々保険方式で引き受けてもらう。最後に、政府および損害保険会社に再々保険で引き受けられた残余の保険責任について、地再社自身がこれを負担する仕組みになっている。

図5 再保険の仕組み



一度の地震による総支払限度額は、2008年度から5兆5000億円に増額された。これを政府（4兆3012.5億円）と民間（1兆1987.5億円）で負担し合う。5兆5000億円を超過する場合は、比例てん補を行うことが決まっている。

③てん補される損害

地震保険で補償される損害は、地震、噴火、津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失により保険の目的物に生じた損害のことを意味する。損害の程度が、(a) 全損 (b) 半損または (c) 一部損になった場合に地震保険が支払われる。

(a) 全損 建物の全損については、建物の主要構造部の損害額がその建物の時価の50%以上、焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上となった場合である。また、家財の全損については、家財の損害額が家財の時価の80%以上に達した場合とされている。

(b) 半損 建物の半損については、建物の主要構造部の損害額がその建物の時価の30%以上50%未満、焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満になった場合である。家財は、損害額が家財の時価の30%以上80%未満に達した場合とされている。

(c) 一部損 建物の一部損については、建物の主要構造部の損害額がその建物の時価の3%以上30%未満、その建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水の損害を被った場合とされている。家財は、損害額が家財の時価の10%以上30%未満に達した場合である。

(3) 東日本大震災

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方と関東地方に大きな被害をもたらした。東日本大震災を契機に、地震保険への関心が高まっており、地震保険への加入率が増加した。また、地震保険制度の改定も行われる予定だ。

①地震保険制度の改定

東日本大震災では契約者から「被害額に比べて保険金が少ない」との不満が出ていて、制度改善を求める声が多く、2012年度にも新制度に移る予定である。耐震性の高い住宅については「火災保険の50%」という保険金の上限を引き上げる。通常の住宅より地震に強い住宅を優遇し、補償を手厚くする。また半損（半額補償）と一部損（5%補償）の間が開きすぎているため、新たに20~30%の補償区分をつくる。

また、地震リスクが高い地域は基本保険料を上げる方針だ。東日本大震災の地震保険金の支払総額は民間と政府で計1兆2000億円であり、そのため、準備金は約1兆2000億円に半減し、この先、大型の震災が起きると支払いが滞る恐れがある。大震災が起きる可能性の高い関東や東海、東北は基本保険料を上げるほか、同一県内でも津波の恐れがある沿岸部などの保険料を内陸部より割高にする案が浮上している。

②自動車向け自然災害保険

東日本大震災の津波で流される車の映像を幾度も見た。あの車のほとんどが保険で補償されていない。一般の自動車保険では自然災害は免責となるからだ。そんな事態を改善するため、東京海上日動は2012年1月から地震や噴火、津波で車が全損した場合、一時金を支払う商品を販売する。

地震保険の保険料は、地域ごとにばらつきはあるが、この特約保険料は地域や契約条件に関わらず一律5000円である。「自動車が津波で流出し発見されなかった」「自動車が全焼した」などの場合、全損と判定するなど損害調査も容易になる。修理が不可能で廃車した場合にも保険金が出る。

③地震保険の加入率

地震保険は、原則自動付帯というものの強制力はなく、震災前の2010年度末時点で地震保険の世帯加入率の全国平均は23.7%であった。全国で最も高かったのは愛知県の35.3%だった。2位以下は宮城県、東京都、神奈川県と続く。宮城県では震災前に宮城県沖地震が想定されていたためである。また、関東の首都直下地震や、東海、東南海、南海地震などへの備えも加入率を引き上げている。

図 6 地震保険加入率

	1994 年度末	1995 年度末	2000 年度末	2005 年度末	2010 年度末
愛知県	9.6%	12.1%	20.8%	30.5%	35.3%
宮城県	7.7%	9.8%	15.8%	25.9%	33.6%
東京都	17.9%	20.7%	24.9%	27.9%	30.5%
神奈川県	16.4%	20.3%	23.2%	26.6%	28.9%
兵庫県	4.8%	8.4%	12.3%	15.2%	19.3%
全国	9.0%	11.6%	16.0%	20.1%	23.7%

(「日本損害保険協会」)

図 6 を見ると、阪神・淡路大震災の被災地である兵庫県における地震保険の加入状況は、全国平均をはるかに下回っている。その理由として次のことが推測される。①地震の危険度が高いにもかかわらず、県民の地震危険に対する意識が低かった。②危険度の高い地域であるため、地震保険料が高く地震保険加入の障害になっていた。③地震保険に加入しても、得られる補償が限られていて地震保険への加入を躊躇する人が多かった。

(4) 地震保険の課題

Ⅲ章では東日本大震災を具体例に、地震保険の特徴などについて述べてきた。では、今後の地震保険の課題は何かを考えてみる。

①巨大地震発生時の損害処理

総支払額が 5 兆 5000 億円を超えるような巨大地震発生時に、どのように比例てん補に移すのかが問題となってくる。また、大混乱している災害現場で、家財の全壊、半壊、一部損の認定を行うことは困難を極め、多くのトラブルを招くだろう。

②地震保険制度の抜本直し

東日本大震災を契機に、2012 年度に地震保険の新制度が誕生する予定だ。現在の地震保険の保険金額は、火災保険金額の最大 50% という上限があるが、これを引き上げる。また、全損、半損などの 3 区分の認定基準を細かくし、被害に合った補償を実施する。東日本大震災では全体の 7 割が一部損と査定され、1 契約あたりの保険金は平均 158 万円にすぎず、復旧を後押ししていないとの指摘があった。

③加入率の低さ

多くの世帯が火災保険に加入しているが、そのうち地震保険に加入しているのは 46.5% にすぎない。保険料が高いというイメージが強く、払いきれないと思っている人が多い。巨大なリスクを分散するためには、地震保険の普及に努めなければならない。

先にも述べたように、東日本大震災前の地震保険世帯加入率は全国平均で 23.7% であった。宮城県の宮城県沖地震、関東の首都直下地震や、東海、東南海、南海地震などへの備えも加入率を引き上げている。しかし、県別にみた加入率はいまだに大きな開きがあり、地震保険の大きな課題となっている。

IV 損害保険業界の今後

自由化・規制緩和が今後いっそう進展することは確実である。少子高齢化が進み、人々の動向の変化や個人市場の縮小が生じている。また、外資系損害保険会社が、商品開発、保険料率、契約募集方法などにおいて積極的に新機軸を打ち出すなど攻勢を仕掛けていて、損害保険業界における競争は一段と激化してきている。そのなかで、日本の損保市場がいかなる展開をみせ、損保各社はどのような対応をとるべきなのか。

(1) 商品開発競争

東京海上日動が、自由化直後に新商品を発表したことから、自動車保険を中心に各社による新商品開発競争が激化した。その後、大手・中堅損害保険会社を中心に各々のコンセプトでの新商品を開発・販売している。この動きは、火災保険やその他の保険にも波及している。

①日本の自動車保険

日本の自動車保険は、無事故の期間に応じて保険料を割り引く「等級制度」を採用している。20 等級に分かれており、1 年間無事故なら 1 等級上がり、保険料が安くなる。事故を起こすと 3 等級下がり、保険料が高くなる。2013 年度からの新制度の内容は、事故を起こした人には 3 年間現行制度よりも高い保険料を求める。火災や盗難、いたずらなどの事故で保険金支払いを受けた場合も値上げする。事故後の保険料は今よりの最大で 5 割上がる見込みである。若い人の自動車離れや、少子高齢化により慢性的な赤字に陥っている自動車保険事業の収支改善が狙いである。最近、自転車通勤や通学の増加により、自転車による交通事故が増えている。そこで注目を集めているのが手軽に加入できる自転車保険だ。携帯電話やパソコンから申し込めるのが特徴で、最も安い商品では月額 100 円に抑えている。

② ネットを含む通販型保険

現在、通販保険が保険料収入に占めるシェアは業界全体の 5～6%程である。しかし、携帯電話やスマートフォンなどでモノを買うことは当たり前になってきていて、海外でも携帯などでの販売は拡大している。

コミュニケーションや購買方法が携帯やスマートフォンに変化している中、保険会社もその動きに対応し活かしていくべきである。

(2) 保険金不払い問題とその対応

自由化に伴う商品開発競争は、保険金不払い問題という新たな問題を生んだ。不払い問題の重要な原因の一つが、自由化による損害保険商品の多様化で急速に商品が複雑化した一方で、情報システムの整備や職員の理解が追いつかなかったためである。

損害保険各社は、保険商品の簡素化・平易化、顧客への説明態勢の見直し、医師・弁護士などが支払査定を検証する仕組みの導入などの見直しに取り組んでいる。

(3) 高齢社会への対応

少子高齢化が進み、2010年には65歳以上の高齢者人口が総人口の23%に達している。しかも高齢化は今後ますます進むと予想される。

高齢化社会の到来は、高度成長から低成長への経済環境の変化とも相まって、社会保障を中心とした日本の社会システムに大きな影響を与えた。生産年齢人口が相対的に減少し、高齢化に伴い、年金給付や医療給付などが増加することから、公的年金、公的医療保険の財政の悪化が問題となっている。

社会保障分野における自助努力の強化の重要性が改めて認識され、年金保険や医療保険、介護保険といった民間ベースの保険への期待感が高まっている。損害保険会社にとっても、有望なビジネス分野になっていくことが予想される。

(4) 海外保険会社買収の規制緩和

生命保険会社や損害保険会社が海外の保険会社の買収をしやすくなるよう、規制を緩める方針を金融庁が決定した。

国内の保険会社は保険業法により、銀行や保険以外の業務をする会社を子会社にすることができない。不動産会社や自動車修理会社をグループに抱える海外の保険会社を買収しようとしても、この規制が妨げになる。金融庁は、原則5年程度に限り、異業種を含む企業グループを傘下に置くことができるようにする方針である。

おわりに

来年から損害保険会社で働くことが決まった学生の一人として、損害保険について、特に、自由化によって損害保険業界がどう変化してきたのか、今後どのような動きがあるのかについて詳しく知りたいと思った。また、3月11日に発生した東日本大震災で注目された地震保険について、仕組みや地震保険は今後どうなるのかに興味を持ち、このテーマを選定した。

私たちの生活は常に危険と隣り合わせである。本論には、全ての保険を取り上げることはできなかったが、朝起きてから夜寝るまでの間に起こりうる危険に対し、ほぼ全てに保険をかけることも可能である。その中から自分に必要な保険に加入し、いつ起こるかわからない万一のことに備えるべきだと感じた。

損害保険業界は、合併や経営統合による大型化や中堅中小会社が大手資本の傘下に入るなど今も変化し続けている。また、携帯やパソコンの普及、少子高齢化や自然災害の増加など、時代の変化により保険会社を取り扱う商品も常に進化している。損害保険会社が競争力を強化していくためには、不況が続く少子高齢化時代の消費者・企業のニーズに対応した魅力ある新商品の開発、経営の効率化による保険料の引き下げ、各種の情報提供を含む保険関連サービスの充実などに絶えず努める必要がある。

参考文献

真屋尚生『保険の知識』（日本経済新聞社、2007年）

玉村勝彦『損害保険の知識』（日本経済新聞社、2011年）

松島恵『損害保険入門』（成文社、2008年）

鈴木治・岩本堯『図説 損害保険ビジネス』（社団法人 金融財政事情研究会、2010年）

「日本損害保険協会」(<http://www.sonpo.or.jp/>)

「保険法」(<http://law.e-gov.go.jp/announce/H20HO056.html>)

「日本地震再保険株式会社」(<http://www.nihonjishin.co.jp/top.html>)

『日本経済新聞』2011年9月26日夕刊

『日本経済新聞』2011年10月9日朝刊